

青森県議会議員の請負の状況の公表に関する実施要領

令和五年十月十八日

(趣旨)

第一条 この要領は、青森県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和五年十月十八日青森県議会告示第二号。以下「規程」という。）第五条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第二条 規程第二条第一項の規定による報告は、請負状況等報告書（第一号様式）により行わなければならない。

2 規程第二条第二項の規定による訂正の届出は、訂正届（第二号様式）により行わなければならない。

3 前項の訂正届を提出した議員は、請負状況等報告書の訂正箇所はその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第三条 議長は、規程第三条の規定による一覧の公表後に当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第四条 規程第四条第二項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、請負状況等報告書等閲覧請求書（第三号様式）に必要な事項を記載しなければならない。

3 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

4 閲覧者は、請負状況等報告書及び訂正届を前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 閲覧者は、請負状況等報告書及び訂正届を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 前四項の規定に違反する閲覧者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

7 前各項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(期限等の特例)

第五条 規程第二条第一項の規定による報告をすべき期限が、青森県の休日に関する条例（平成元年三月二十三日青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 前条第一項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この要領は、規程の施行の日から施行する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

青森県議会議長 殿

青森県議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた総額 （円）
合計額			円

(注) 1 契約金額欄及び昨年度（会計年度）に支払を受けた総額欄には、消費税及び地方消費税込みの額を記入する。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

青森県議会議長 殿

青森県議会議員 _____

訂正届

青森県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式（第4条第2項関係）

年 月 日

青森県議会議長 殿

住所 _____

氏名 _____

請負状況等報告書等閲覧請求書

青森県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第4条第2項の規定により、下記のとおり請負状況等報告書等の閲覧を請求します。

記

1 閲覧年月日

年 月 日

2 閲覧を請求する請負状況等報告書等の年度

_____年度

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。